第2次幸田町 男女共同参画プラン





計画期間: 2019 年度~2023 年度



はじめに



本町は、平成21年に「幸田町男女共同参画プラン」を 策定し、平成26年には社会の状況を踏まえ、同プランの 改定を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けて各種 施策を実施してまいりました。

しかしながら、少子高齢化による人口減少やグローバル 経済の一層の進展など、私たちを取り巻く社会情勢は、 日々大きく変化しております。

こうした中、国におきましては、平成27年に「第4次

男女共同参画基本計画」を策定され、県におきましても、平成 28 年に「あいち男女共同参画プラン 2020」が策定されました。国・県ともに、新たに取り組むべき課題や数値目標の見直し等を行い、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策を一層推進することとしております。

本町におきましても、「幸田町男女共同参画プラン」の取組を継承しつつ、社会情勢の変化を踏まえ、更なる男女共同参画社会の実現を目指し、「第2次幸田町男女共同参画プラン」を策定いたしました。

特に、女性や男性、子どもにおける男女共同参画などの現行施策に加え、本プランでは、女性活躍の更なる推進や多様性をキーワードとした新たな視点に立った施策を掲げております。

本町が今後も住みやすく活力あるまちとして発展していくためには、行政のみでなく、町民一人一人がそれぞれの個性を輝かせ、様々な活動に取り組んでいくことが重要であります。男女共同参画社会の実現に向けた本町の取組に、より一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、アンケート調査に御協力をいただきました町民の皆様、熱心に御意見をいただきました推進委員会並びに多くの関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

目次

第1章 プランの策定にあたって
1. プラン策定の趣旨
2. プラン策定の背景
3. プランの位置付け
4. プランの期間
第2章 幸田町の現状
1. 統計からみる幸田町の現状
2. アンケート結果からみる幸田町の現状1
第3章 幸田町男女共同参画プランの評価とまとめ
1. 幸田町男女共同参画プランの評価33
2. 幸田町男女共同参画プランのまとめと次期計画に向けた課題34
第4章 プランの基本的な考え方
1. 基本的な考え方39
2. 基本理念30
3. 基本目標30
4. 施策体系
第5章 基本計画
基本目標1 みんないっしょに ~男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり~39
基本目標 2 いつでもどこでも ~あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり~42
基本目標3 やさしくたのしく ~安心して元気に暮らせる社会づくり~4
第6章 計画の推進
資料編
1. 策定の経緯53
2. 幸田町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱54
3. 幸田町男女共同参画プラン推進委員会委員名簿55
4. 数值目標一覧56
用語解説

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

本町では、平成21年(2009年)に「幸田町男女共同参画プラン」を策定し、平成26年(2014年)には社会の状況を踏まえ、同プランの改定を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を実施してきました。

我が国では、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男性の働き方・暮らし方の見直し や男性中心型労働慣行の是正について強調されているほか、少子高齢化、人口減少などの社会 情勢の変化に伴い、女性の潜在的な労働力への期待が高まっていることから、女性の社会参画 のみならず、活躍を推進していくことを目指しています。また、一部の自治体では、LGBT¹な ど性的少数者の権利を守る取組や条例の制定が行われ、LGBT に対する認知度が高まっていま す。

これらのことから、本町では「幸田町男女共同参画プラン」の取組を継承しつつ、社会の状況の変化を踏まえ、さらに男女共同参画に関する取組を発展させ、男女共同参画社会の実現を目指し、「第2次幸田町男女共同参画プラン」を策定します。

2. プラン策定の背景

(1)世界の動向

国際連合は、女性の地位向上を目指した世界規模の行動を行うため、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定めて、「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択し、その後10年間を「国際婦人の十年」として、世界の国々に対して女性の地位向上のための積極的な取組を呼び掛けました。そして、昭和54年(1979年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)²」が採択されました。

また、平成7年(1995 年)には、第4回世界女性会議がアジアで初めて北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、貧困、教育、健康など 12 の重大問題領域に沿って、エンパワーメント³を図るためのアジェンダ(予定表)を記載しており、女性の地位向上のための国際基準となっています。

平成 12 年(2000年) に開催された国連特別総会「女性 2000年会議」では、各国の 決意表明や理念をうたった「政治宣言」と、行動綱領の実施促進を図る「更なる行動とイニ シアティブに関する文書(成果文書)」が採択されました。

平成 17年(2005年)には「北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)」、平成 27年(2015年)には「北京+20(第59回国連婦人の地位委員会)」が開催され、北京宣言と行動綱領の完全実施を求める宣言が採択されました。

(2)国の動向

我が国では、国連を始めとする国際的な動きに対応して、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。昭和60年(1985年)には、「女子差別撤廃条約」を批准し、その翌年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」が施行されました。

平成 11 年 (1999 年) には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進することが明記されました。これを受け、平成 12 年 (2000 年) には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 年 (2001 年) には、配偶者からの暴力に係る通報や相談・保護・自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法) 5 」が施行されました。

平成 17年(2005年)には、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、以後5年ごとに計画の見直しが図られ、平成27年(2015年)に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 26 年(2014年)に配偶者暴力防止法、平成 28 年(2016年)には「ストーカー行為等の規制等に関する法律⁶」が改正され、暴力や人権侵害から被害者の保護を図っています。

平成 28 年(2016 年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)⁷」が全面施行されました。これにより女性の活躍推進に向けた数値目標を盛

り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付け られました。

表:計画において強調されている視点の比較

第3次男女共同参画基本計画	第4次男女共同参画基本計画
1.女性の活躍による経済社会の活性化	1.あらゆる分野における女性の活躍
2.男性、子どもにとっての男女共同参画	2.安全・安心な暮らしの実現
3.様々な困難な状況に置かれている人々	3.男女共同参画社会の実現に向けた基
への支援	盤整備
4.女性に対するあらゆる暴力の根絶	4.推進体制の整備・強化
5.地域における身近な男女共同参画の推進	

(3)愛知県の動向

愛知県では、平成元年(1989年)に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的な施策を明らかにしました。平成9年(1997年)には同プランを改定した「あいち男女共同参画 2000年プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、平成13年(2001年)に「あいち男女共同参画プラン21」を策定し、様々な施策を推進してきました。

また、平成 14 年(2002年)には、県、県民事業者の取組の基本的な方向を明らかに した「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 18 年(2006年)10月には、 国の第2次男女共同参画基本計画を受けて、「あいち男女共同参画プラン 21」を改定して います。

平成 23 年(2011年)に「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」、平成 28 年(2016年)には、国の「第4次男女共同参画基本計画」に合わせ「あいち男女共同参画プラン 2020」が策定されました。

表:重点目標の比較

あいち男女共同参画プラン 2011-2015	あいち男女共同参画プラン 2020
1.男女共同参画社会に向けての意識改革	1.男女共同参画社会に向けての意識改革
2.あらゆる分野への社会参画の促進	2.あらゆる分野における女性の活躍の促進
3.多様な働き方を可能にする環境づくり	3.安心して暮らせる社会づくり
4.安心して暮らせる社会づくり	

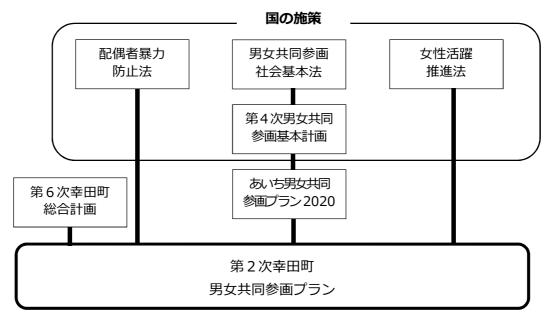
(4)幸田町の動向

本町では、平成 21 年(2009 年)に平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間を計画期間とした「幸田町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を実施してきました。平成 26 年(2014 年)には、社会状況の変化や国や県の動向を踏まえ、新たな課題に対応するため、同プランの改定を行い、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めながら、今日に至っています。

3. プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」に当たるものであり、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」及び女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にも位置付けています。

また、本プランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画 プラン 2020」を勘案しながら策定しているほか、町の最上位計画である「第6次幸田町 総合計画」と整合性を図り、基本的な取組と具体的施策について示しており、関係する国や 県の上位計画や本町の諸計画と整合を図っています。



4. プランの期間

本プランの計画期間は、2019 年度から 2023 年度までの5年間とします。なお、国の「第4次男女共同参画基本計画」は、2025 年度末までの「基本的な考え方」並びに 2020年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものとなっています。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
国				第4次男	女共同参	画基本計	画(2015	5~2025))		
愛知県		あっち	男女共同都	参画プラン	√(2016 <u>~</u>	·2020)					
	第6次総合計画(2016~2025)										
幸田町					第2次	男女共同	参画プラン	·(2019^	·2023)		

第2章

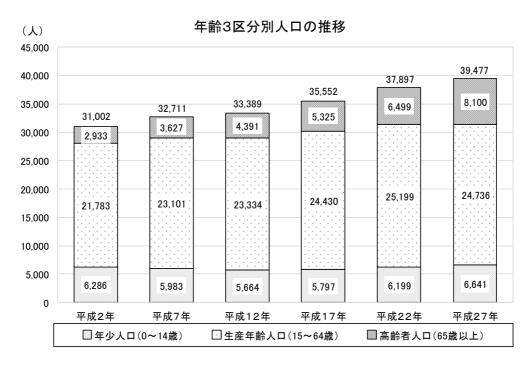
幸田町の現状

1. 統計からみる幸田町の現状

(1)人口・世帯の状況

①年齢3区分別人口の推移

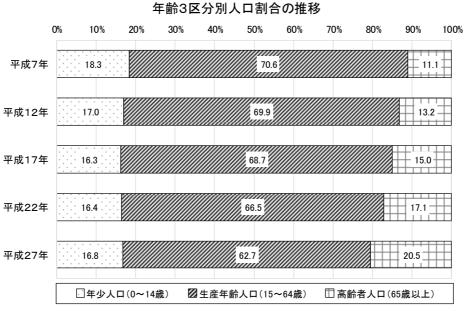
年少人口は、平成 12 年度以降、徐々に増加しており、平成 27 年度には 6,641 人となっています。また、高齢者人口は、平成 2年度の 2,933 人から増加していき、平成 27 年度には 8,100 人となっています。一方で、生産年齢人口は、平成 2年度から平成 22 年度までは増加していましたが、平成 27 年度には前回調査時からやや減少して、24,736 人となっています。



出典:こうたの統計

②年齢3区分別人口割合の推移

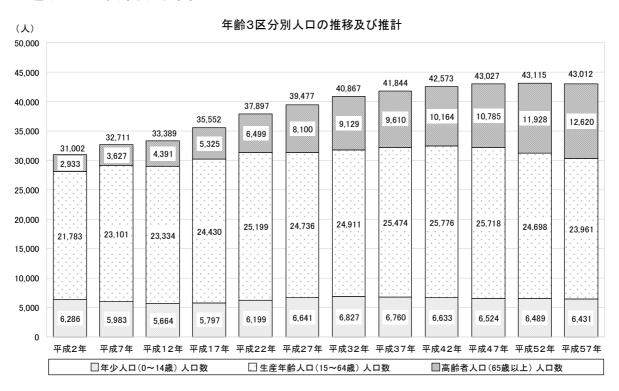
年少人口の割合は、概ね横ばいで推移しています。また、生産年齢人口の割合は、減少しており、平成27年には62.7%となっています。その一方で、高齢者人口の割合は、増加しており、平成27年には20.5%となり、平成7年から概ね倍増しています。

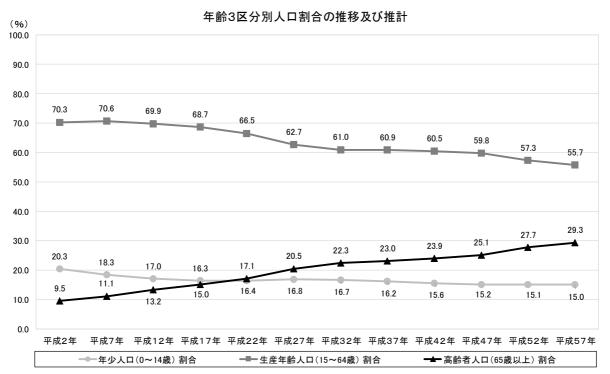


出典:こうたの統計

③人口推計

幸田町の人口は、平成52年頃までは増加することが予想されています。年齢3区分別にみると、生産年齢人口は、平成42年をピークに減少するとされています。また、年少人口が緩やかに減少する一方で、高齢者人口は、増加していくことが予想されており、高齢化が進むことが予測されます。

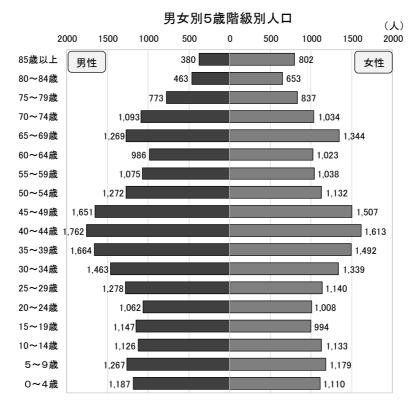




出典:平成27年度まではこうたの統計、平成32年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

④男女別5歳階級別人口

35~49 歳までの人口が多くなっています。また、O~14 歳の年少人口も比較的多くなっており、「ひょうたん型」の人口構成となっています。



平成30年4月1日現在

出典:住民課

⑤世帯数の推移

平成27年10月1日現在の世帯数は、13,676世帯となっています。そのうち、61.8% に当たる8,448世帯が核家族世帯、23.1%に当たる3,154世帯が単独世帯となっています。

割合でみると、核家族世帯と単独世帯のいずれにおいても、増加傾向となっています。

(世帯)

	一般世帯	うち核家族世帯	うち単独世帯
平成2年	8,907	4,616	1,998
平成7年	9,631	5,229	2,044
平成12年	10,190	5,784	2,056
平成17年	11,634	6,497	2,835
平成22年	12,683	7,378	2,967
平成27年	13,676	8,448	3,154

出典:国勢調査

⑥平均世帯人員の推移

ー世帯当たりの平均世帯人員は、平成 29 年に 2.70 人となっており、近年減少を続けています。

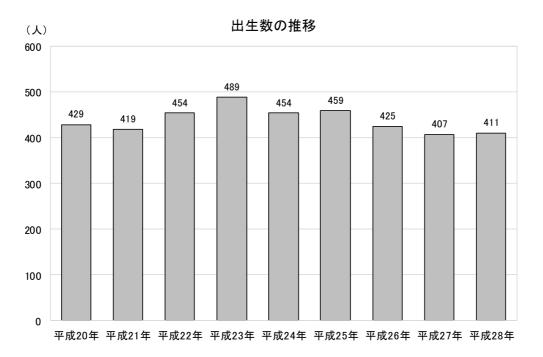
(人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
幸田町	2.86	2.83	2.79	2.74	2.70

出典:住民課

⑦出生数の推移

出生数は、平成 23 年の 489 人をピークに減少傾向を示しており、平成 28 年は 411 人となっています。

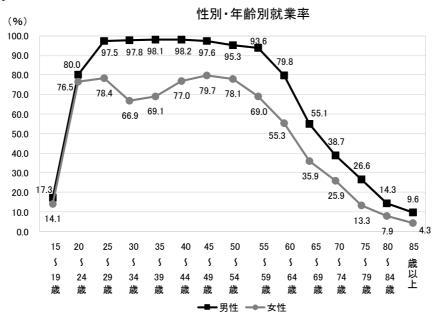


出典:愛知県衛生年報

(2) 就労状況

①性別・年齢別就業率

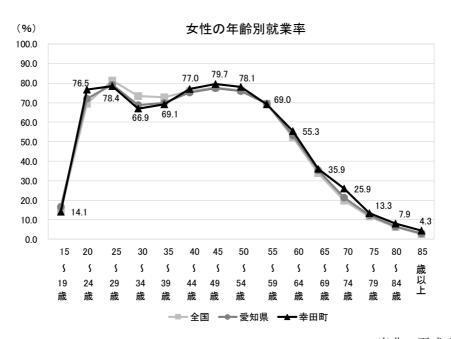
性別・年齢別就業率をみると、男性では 25~29 歳から 55~59 歳をピークとした形となっていますが、女性では 25~29 歳と 45~49 歳をピークとした M 字カーブを描いています。



出典:平成27年国勢調査

②女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率は、概ね全国や愛知県と同様の傾向を示していますが、30~34歳と35~39歳の就業率では、全国よりもやや低くなっています。



出典:平成27年国勢調査

③審議会等への女性登用状況

町の審議会への女性委員の登用率は、徐々に増加していますが、愛知県と比べると低い状況となっています。

(%)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
幸田町	20.07	20.50	23.06	24.23	25.00
愛知県	36.67	36.75	37.99	39.76	39.98

出典:愛知県男女共同参画課ホームページ、企画政策課

④議会における女性議員の推移

議会における女性議員の割合は、過去5年間は12.50%となっており、愛知県と比較するとやや低くなっています。

幸田町における女性議員の割合は、平成22年以降変化がみられない一方で、愛知県においては、その割合が急速に増加しています。平成24年までは愛知県よりも幸田町の方が高い割合でしたが、平成25年に愛知県が幸田町の割合を上回って以降、愛知県の方が高くなっています。

(%)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
幸田町	12.50	12.50	12.50	12.50	12.50
愛知県	13.14	12.89	12.55	14.96	15.14

出典:愛知県男女共同参画課ホームページ、企画政策課

⑤区長の状況

町内の女性区長は、〇人となっています。

(人)

	全体	うち女性人数
区長	23	0

出典:総務課

⑥町役場における女性職員の比率(平成30年4月1日現在)

町役場における女性職員の割合は、全体で40.3%となっています。女性管理職は、課長級で9.4%、部長級は0.0%となっています。

	全体(人)	女性数(人)	女性比率(%)
部長級	9	0	0.0
課長級	32	3	9.4
課長補佐・主任主査	94	44	46.8
上記以外職員	195	86	44.1
合計	330	133	40.3

出典:人事秘書課

⑦町役場における女性管理職の登用率

町役場における女性管理職の登用率は、平成 26 年度に 9.8%でしたが、平成 29 年度には 4.5%にまで減少しています。しかし、平成 30 年度はやや増加して 7.3%となっています。

	管理職総数(人)	女性管理職(人)	登用率(%)
平成26年度	51	5	9.8
平成27年度	53	4	7.5
平成28年度	53	3	5.7
平成29年度	44	2	4.5
平成30年度	41	3	7.3

出典:企画政策課

⑧小中学校の職員に占める女性職員の割合

小中学校の職員に占める女性職員の割合は、小学校では 59.8%、中学校では 36.5%となっています。

	全体(人)	女性数(人)	女性比率(%)
小学校	164	98	59.8
中学校	85	31	36.5

出典:教育委員会

(3)子育て・介護の状況

①町役場職員の性別育児休業取得者数

女性職員の育児休業制度の利用者数は、平成25年に6人となっており、その後も概ね横ばいで推移しています。一方で男性職員の育児休業制度の利用者数は、平成27年に1人が利用したのみで、それ以外の年では0人となっています。

(人)

	女性	男性
平成25年	6	0
平成26年	3	0
平成27年	5	1
平成28年	5	0
平成29年	3	0

出典:人事秘書課

2. アンケート結果からみる幸田町の現状

(1)アンケート調査の概要

①調査の目的

「男女共同参画に関するアンケート調査」は、第2次幸田町男女共同参画プランの策定に際し、男女平等や男女共同参画に関する町民の意識や考えを把握することで、プラン策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査対象及び調査方法

a.調查地域 幸田町全域

b.調査対象 満 20 歳以上の町民の方

c.標本数 1,000 人

d.標本抽出数 無作為抽出

e.調查方法 郵送配布、郵送回収

f.調査時期 平成30年6月8日~6月30日

③回収状況

≖7 ★ 火 L	C 10 **		
配布数	回収数	有効	無効
1,000	403	403	0
100.0%	40.3%	40.3%	0.0%

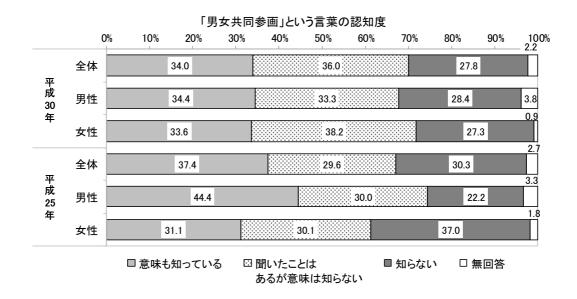
(2)アンケート調査結果

①「男女共同参画」という言葉の認知度について

【「男女共同参画」という言葉の認知度の経年比較】

「聞いたことはあるが意味は知らない」が36.0%と最も多く、次いで「意味も知っている」が34.0%、「知らない」が27.8%となっています。

前回調査と比較すると、女性では「意味も知っている」「聞いたことはあるが意味は知らない」のいずれも増加していますが、男性では「意味も知っている」がおよそ 10 ポイント減少しています。



②男女の平等感について

【分野別の男女の平等感】

8つの分野における男女平等に関する意識について、「男性の方が優遇されている」と回答した人が「③学校教育の場で」以外の各分野では最も多くなっています。特に「④政治の場で」、「⑧社会全体で」、「⑦社会通念や風潮で」、において多くなっており、未だに男性が社会の多くの分野で優遇されているという意識が強いことが伺えます。

性別でみると、「⑥法律や制度の上で」は、「平等である」が男性は 43.2%となっているのに対し、女性は 21.4%となっており、性別による認識の差がみられます。

また、前回調査と比較すると、「⑤地域活動の場で」は、「平等である」が増加していますが、全体的に大きな変化はみられません。国の調査と比べると、多くの分野で国の方が「平等である」としている人の割合が10ポイント程度多くなっており、差がみられます。

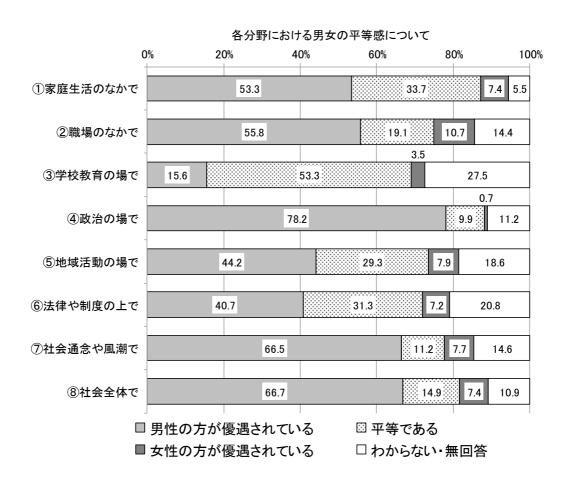


表:性別でみた男女の地位の平等

(%)

	男性の優遇され	D方が ıている	平	平等		女性の方が 優遇されている		ない・ 回答
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
①家庭のなかで	42.1	62.7	40.4	28.2	8.8	6.4	8.7	2.8
②職場のなかで	53.0	58.2	23.0	15.9	16.4	5.9	7.6	20.0
③学校のなかで	15.3	15.9	56.8	50.5	4.9	2.3	22.9	31.4
④政治の場で	73.2	82.3	15.3	5.5	1.0	0.5	10.4	11.8
⑤地域活動の場で	38.2	49.1	35.0	24.5	9.8	6.4	16.9	20.0
⑥法律や制度の上で	31.7	48.2	43.2	21.4	10.4	4.6	14.7	25.9
⑦社会通念や風潮で	62.3	70.0	18.6	5.0	10.9	5.0	8.2	20.0
⑧社会全体で	60.6	71.9	21.3	9.5	11.5	4.1	6.5	14.5

表:前回調査との比較 男女の地位の平等

(%)

	男性0	D方が	17.	平等		女性の方が		ない・
	優遇され	ている	Т	च	優遇されている		無回	回答
	H30	H25	H30	H25	H30	H25	H30	H25
①家庭のなかで	53.4	51.4	33.7	32.3	7.4	10.4	5.5	5.8
②職場のなかで	55.8	58.7	19.1	19.7	10.6	6.8	14.4	14.8
③学校のなかで	15.6	14.5	53.3	53.2	3.4	3.7	27.6	28.7
④政治の場で	78.2	71.6	9.9	11.9	0.7	1.4	11.2	15.0
⑤地域活動の場で	44.1	50.0	29.3	23.8	7.9	8.8	18.6	17.5
⑥法律や制度の上で	40.7	42.7	31.3	31.1	7.2	9.3	20.9	17.0
⑦社会通念や風潮で	64.5	70.8	11.2	11.9	7.6	6.3	14.7	10.9
⑧社会全体で	66.7	67.7	14.9	13.6	7.4	6.1	10.9	12.7

表:国の調査との比較 男女の地位の平等

(%)

	男性の		平	等	女性の方が 優遇されている		わからない・	
	優遇され	にいる			で透られ	にいる	無回答	
	町	国	町	国	町	国	町	国
①家庭のなかで	53.4	43.4	33.7	47.4	7.4	6.8	5.5	2.4
②職場のなかで	55.8	56.6	19.1	29.7	10.6	4.7	14.4	9.0
③学校のなかで	15.6	16.0	53.3	66.4	3.4	3.2	27.6	14.4
④政治の場で	78.2	73.5	9.9	18.9	0.7	2.3	11.2	5.4
⑤地域活動の場で	44.1	33.5	29.3	47.2	7.9	11.8	18.6	7.5
⑥法律や制度の上で	40.7	45.2	31.3	40.8	7.2	5.7	20.9	8.3
⑦社会通念や風潮で	64.5	70.4	11.2	21.8	7.6	3.2	14.7	4.6
⑧社会全体で	66.7	74.2	14.9	21.1	7.4	3.0	10.9	1.7

③男女の役割分担意識や結婚観・家庭観について 【男女の役割分担意識】

夫婦間の家事分担について、「⑤ゴミ出し」や「⑫地域活動への参加」では、「夫が中心だが妻も手伝う」、「ほとんど夫がしている」が多くなっており、夫が家庭において役割を果たしていることが伺えますが、「①食事のしたく」や「②食事の後片付け」、「③そうじ」、「④洗濯」、「⑥家計の管理」などにおいては、妻が担う役割が大きくなっており、いずれも「ほとんど妻がしている」が半数を超えています。しかし、共働きである場合、わずかですが「平等に分担している」割合が共働きではない場合よりも多くなっており、夫婦が協力し合っている様子が伺えます。

夫婦の家事負担の状況

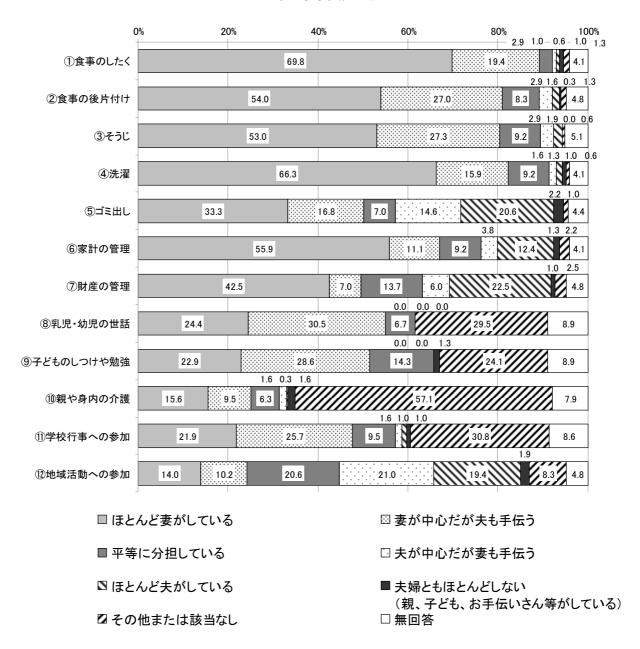


表:夫婦の就労状況による家事負担の状況

(%)

									(/ 0 /
		ほとんど 妻がして	妻が中心だが夫も	平等に 分担して	夫が中心 だが妻も	ほとんど 夫がして		その他または該当	無回答
		いる	手伝う	いる	手伝う	いる	しない	なし	
	食事のしたく	70.9	22.2	2.6	0.5	0.5	1.1	2.1	0.0
	食事の後片付け	54.0	29.1	9.0	2.6	2.6	0.0	2.1	0.5
	そうじ	53.4	27.0	12.7	2.6	2.6	0.0	1.1	0.5
共	洗濯	66.1	16.4	12.2	1.6	1.6	1.1	1.1	0.0
働き	ゴミ出し	38.6	14.8	7.9	12.2	21.2	2.6	1.6	1.1
を	家計の管理	63.0	9.5	8.5	4.2	10.1	1.6	3.2	0.0
して	財産の管理	49.7	7.4	13.2	4.2	20.1	1.1	4.2	0.0
てい	乳児・幼児の世話	30.2	32.3	8.5	0.0	0.0	0.0	27.5	1.6
る	子どものしつけや勉強	29.1	32.3	16.4	0.0	0.0	1.1	19.6	1.6
	親や身内の介護	18.5	10.6	7.9	2.1	0.5	1.1	58.2	1.1
	学校行事への参加	27.0	30.2	11.6	0.5	1.6	1.1	27.0	1,1
	地域活動への参加	16.4	12.7	25.4	16.9	20.1	2.1	5.8	0.5
	食事のしたく	69.1	14.6	3.3	0.8	0.8	0.8	0.0	10.6
	食事の後片付け	54.5	22.8	7.3	3.3	0.0	0.8	0.0	11.4
ш	そうじ	52.8	27.6	4.1	2.4	0.8	0.0	0.0	12.2
共働	洗濯	67.5	15.4	4.1	1.6	0.0	0.8	0.0	10.6
き	ゴミ出し	25.2	20.3	5.7	17.9	19.5	1.6	0.0	9.8
をし	家計の管理	45.5	13.8	10.6	2.4	15.4	0.8	0.8	10.6
して	財産の管理	32.5	5.7	14.6	8.9	25.2	0.8	0.0	12.2
い	乳児・幼児の世話	16.3	27.6	4.1	0.0	0.0	0.0	32.5	19.5
ない	子どものしつけや勉強	13.8	22.8	11.4	0.0	0.0	1.6	30.9	19.5
ľ	親や身内の介護	11.4	7.3	4.1	0.8	0.0	2.4	56.1	17.9
	学校行事への参加	13.8	19.5	6.5	3.3	0.0	0.8	36.6	19.5
	地域活動への参加	9.8	5.7	13.8	27.6	18.7	1.6	12.2	10.6

【結婚観、家庭についての考え方】

結婚、家庭等の考え方について、「賛成派」の割合は、「①結婚は個人の自由であるから、 結婚してもしなくてもどちらでもよい」、「③結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」、「④ 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」において、半数を超えて多くなってい ます。特に、女性で「賛成派」が多くなっており、性別によってやや認識の差がみられます。

一方で、「②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」は、「反対派」が多くなっており、 固定的な役割分担意識に対する否定的な意見が多い状況です。

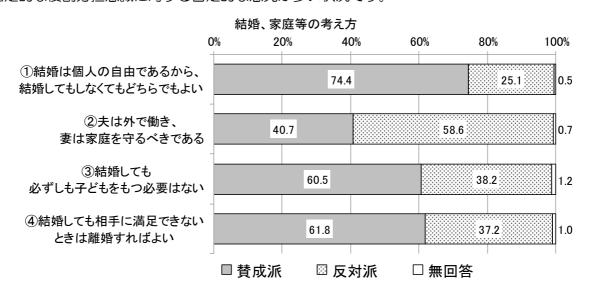


表:性別比較 結婚、家庭等の考え方 (%)

	賛原	 述派	反対派		無回	回答
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
①結婚は個人の自由であるから、結 婚してもしなくてもどちらでもよい	69.4	78.6	30.0	21.0	0.5	0.5
②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき である	41.6	40.0	58.0	59.1	0.5	0.9
③結婚しても必ずしも子どもをもつ必 要はない	55.7	64.6	43.7	33.6	0.5	1.8
④結婚しても相手に満足できないとき は離婚すればよい	58.5	64.5	41.5	33.7	0.0	1.8

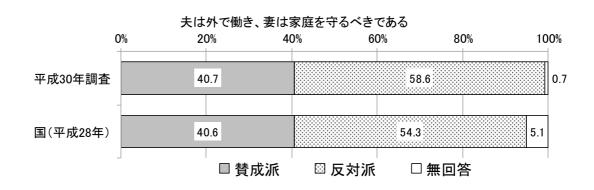
【結婚観、家庭についての考え方の経年比較】

前回調査と比べると、「①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「③結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」、「④結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」が増加している一方で、「②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」が減少していることから、性別による固定的な役割分担意識が解消されつつある一方で、結婚や家庭について、より柔軟な考え方を持つ人が多くなっていることが伺えます。なお、「②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、国の調査と比較すると、あまり大きな差はみられません。

表:経年比較 結婚、家庭等の考え方

(%)

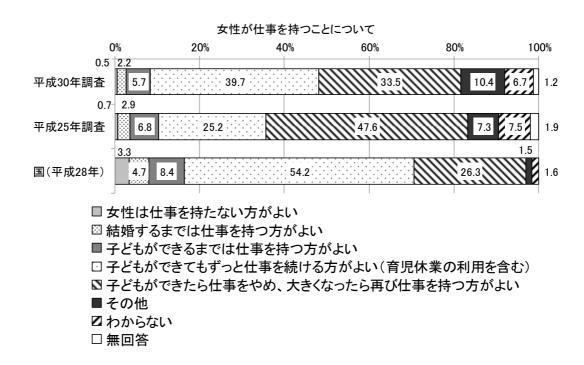
	賛成派		反対派		無回答	
	H30	H25	H30	H25	H30	H25
①結婚は個人の自由であるから、結 婚してもしなくてもどちらでもよい	74.4	59.9	25.1	38.6	0.5	1.5
②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき である	40.7	45.9	58.6	52.2	0.7	1.9
③結婚しても必ずしも子どもをもつ必 要はない	60.5	41.7	38.2	56.3	1.2	1.9
④結婚しても相手に満足できないとき は離婚すればよい	61.8	47.3	37.2	50.5	1.0	2.2



4就労について

【女性の就業】

女性が仕事を持つことについて、「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」が最も多く39.7%となっています。前回調査時には「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が最も多かったため、女性の就労についての意識が変化していることが伺えます。国の調査でも同様に「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」が最も多くなっていますが、国の方が15ポイント程度多くなっています。



【男女が共にやりがいをもって働くために必要なこと】

男女が共にやりがいをもっていきいきと働くために必要なことは、「育児休業や介護休業、看護休業などの休暇制度が利用しやすいこと」が最も多く、70.0%となっています。次いで「家族の理解や協力を得ること」が61.3%、「フレックスタイム制などの柔軟な勤務形態」が56.6%となっています。

性別により上位3項目に違いはみられないものの、女性の方が男性よりも「育児休業や介護休業、看護休業などの休暇制度が利用しやすいこと」の割合が 10 ポイント程度多くなっています。

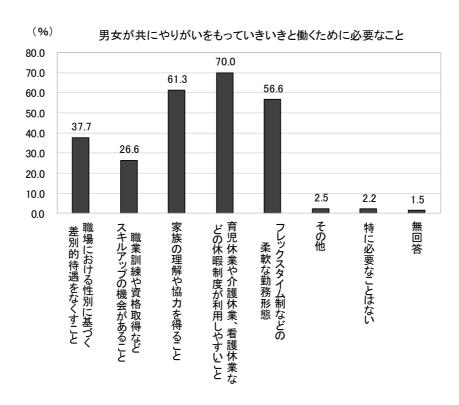
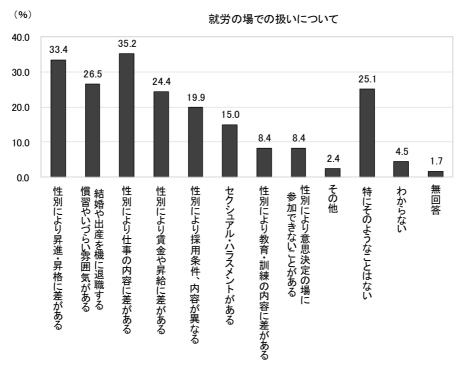


表:性別比較 男女が共にやりがいをもっていきいきと働くために必要なこと

	男性	女性			
	育児休業や介護休業、看護休業な	育児休業や介護休業、看護休業な			
第1位	どの休暇制度が利用しやすいこと	どの休暇制度が利用しやすいこと			
	(65.0%)	(74.1%)			
第2位	フレックスタイム制などの柔軟な勤	家族の理解や協力を得ること			
	務形態(59.0%)	(65.9%)			
第3位	家族の理解や協力を得ること	フレックスタイム制などの柔軟な勤			
	(55.7%)	務形態(54.5%)			

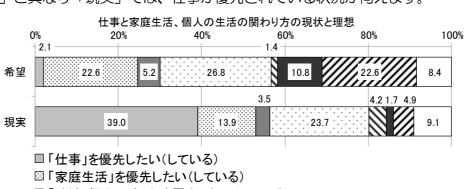
【就労の場での扱い】

就労の場において性別を理由に不平等な扱いがあると思うかについて、「性別により仕事 の内容に差がある」が最も多く35.2%となっています。次いで「性別により昇進・昇格に 差がある」が 33.4%、「結婚や出産を機に退職する習慣やいづらい雰囲気がある」が 26.5%となっています。「特にそのようなことはない」が25.1%となっていますが、何ら かの不平等があるという意見が多い状況です。



【仕事、家庭、生活の現状と理想】

「希望」では、「「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が26.8%と最も多くなっ ていますが、「現実」では、「「仕事」を優先している」が39.0%と最も多くなっています。 「希望」と異なり「現実」では、仕事が優先されている状況が伺えます。



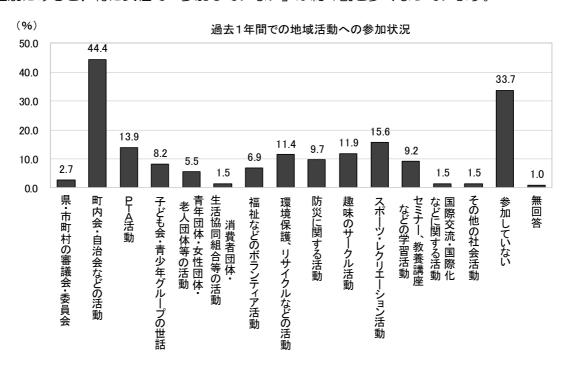
- ■「地域・個人の生活」を優先したい(している)
- □「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい(している)
- ☑「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい(している)
- ■「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい(している)
- □「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい(している)
- □無回答

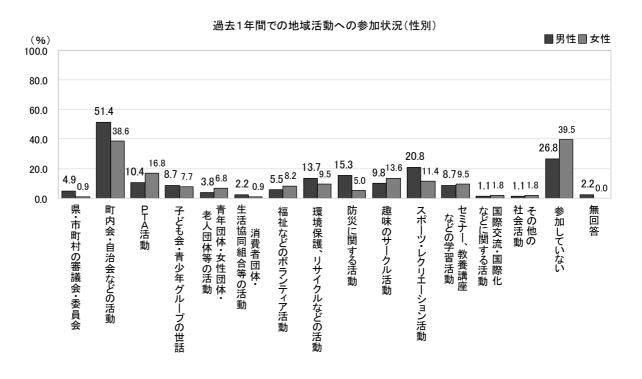
⑤女性の社会参画について

【地域活動への参加状況】

過去 1 年間での地域活動への参加状況をみると、「町内会・自治会などの活動」が 44.4% で最も多くなっていますが、「参加していない」 も33.7%と多くなっています。

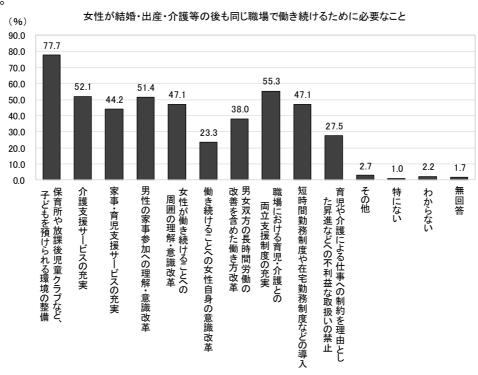
性別にみると、特に女性で「参加していない」が約4割と多くなっています。

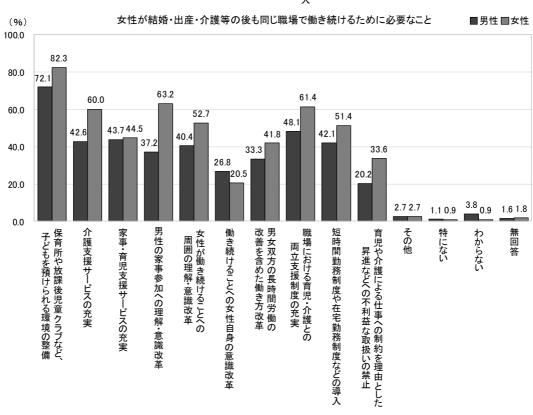




【女性が結婚・出産・介護等の後も同じ職場で働き続けるために必要なこと】

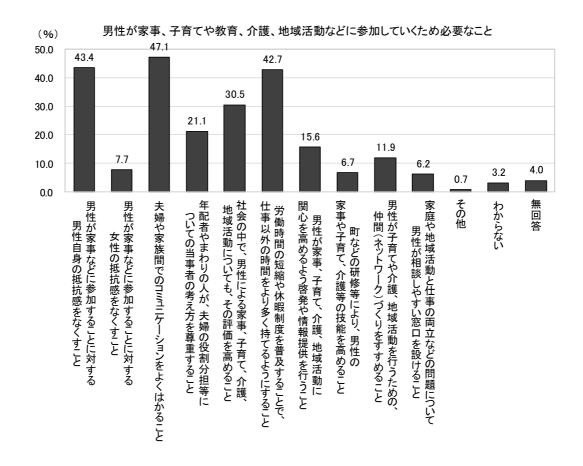
女性が結婚・出産・介護等の後も同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が最も多く 77.7%となっています。特に女性で多くなっています。また、女性では「男性の家事参加への理解・意識改革」も多くなっており、男性が積極的に家事参加をすることが必要であることが伺えます。





【男性が家事や子育て、地域活動などに参加していくため必要なこと】

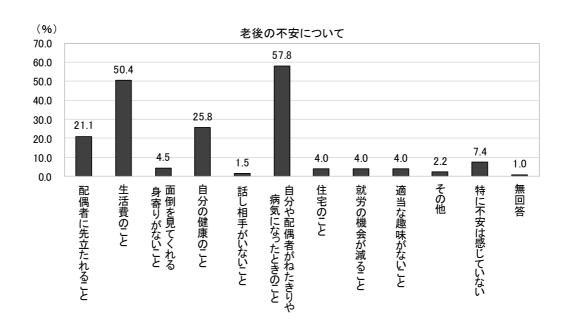
男性が家事、子育てや教育、介護、地域活動などに参加していくために必要なこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、47.1%となっています。次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が43.4%、「労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が42.7%となっています。



⑥老後について

【老後の不安】

老後のことで不安を感じていることとして、「自分や配偶者がねたきりや病気になったときのこと」が最も多く57.8%、次いで「生活費のこと」が50.4%となっています。一方で、「特に不安は感じていない」は7.4%にとどまっており、9割以上の人が老後に何らかの不安を感じていることが伺えます。

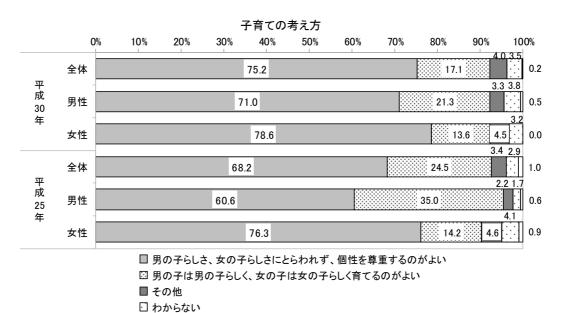


⑦子育てや教育の場における男女共同参画について 【子どもの育て方】

□ 無回答

子育てについての考え方は、「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重するのがよい」が最も多く 75.2%、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」が 17.1%となっています。前回調査時には、「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重するのがよい」が 68.2%、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」が 24.5%であったことから、性別によらず、子どもの個性を尊重する考え方が広がっています。

性別にみると、特に男性で子どもの個性を尊重する考え方が増加しており、前回調査時は「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重するのがよい」が60.6%であったのに対し、今回は71.0%と10ポイント程度増加しています。

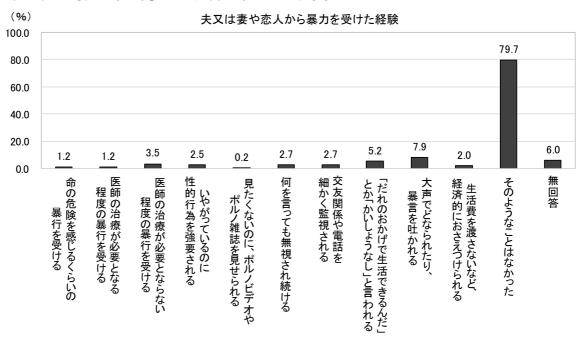


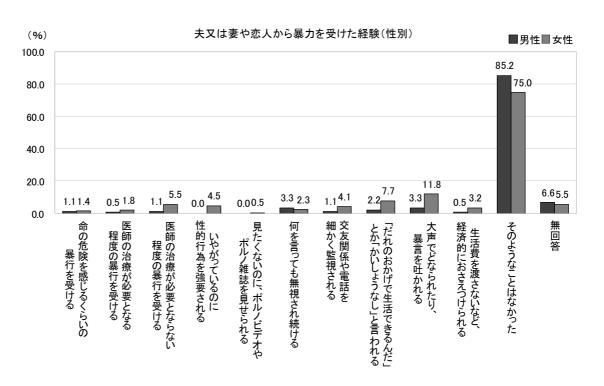
⑧人権について

【配偶者や恋人から暴力を受けた経験の有無】

配偶者や恋人から暴力を受けた経験の有無について、「そのようなことはなかった」が79.7%と最も多くなっていますが、これと「無回答」の6.0%を除く14.3%の人が何らかの暴力を受けた経験があることが伺えます。

性別にみると、何らかの暴力を受けた経験がある人の割合は男性が、8.2%であるのに対して、女性は男性よりも高く 19.5%となっています。

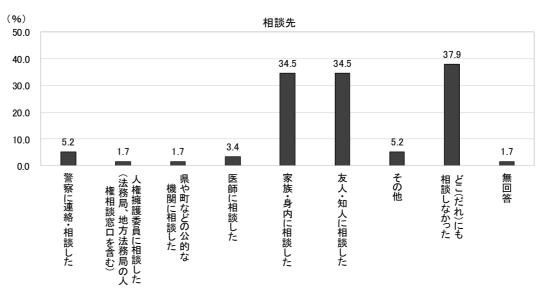


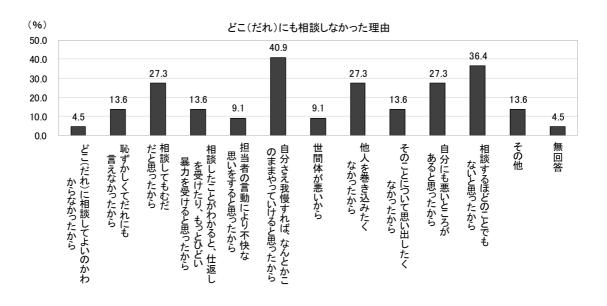


【暴力を受けた際の対応】

何らかの暴力を受けた人が相談した相手をみると、「家族・身内に相談した」「友人・知人に相談した」など身近な人に相談している人が多くなっている一方で、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が最も多く 37.9%となっています。県や町の機関や警察など公的な機関への相談は、1割未満となっています。

相談しなかった理由としては、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」 が最も多く 40.9%となっています。 次いで 「相談するほどのことでもないと思ったから」 が36.4%となっています。

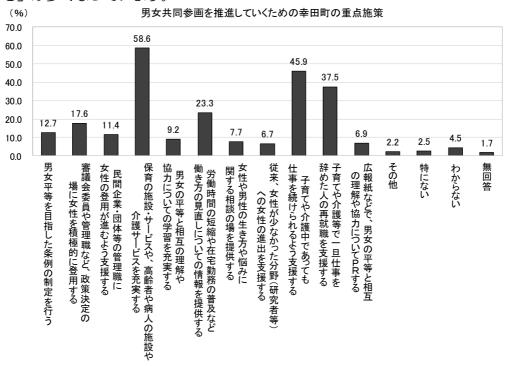


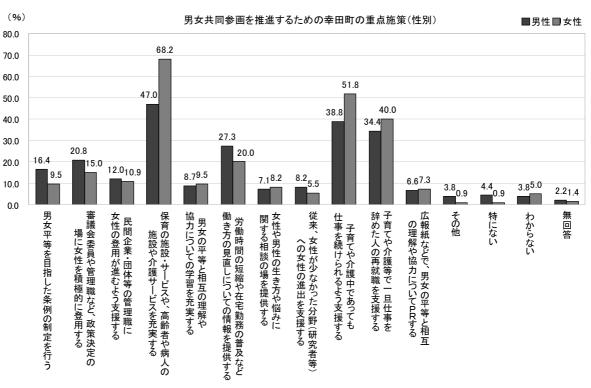


9男女共同参画の推進について

【男女共同参画の推進のための重点施策】

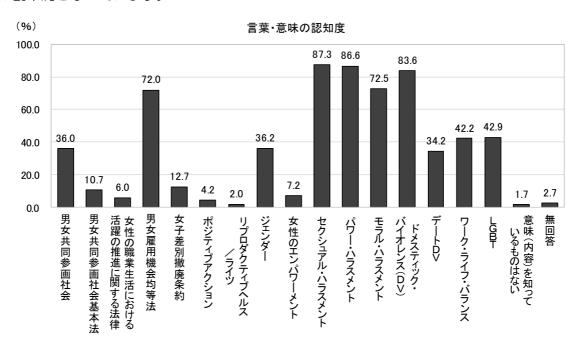
男女共同参画の推進のために幸田町が力を入れていけばよいこととして、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」、「子育てや介護中であっても仕事を続けられるよう支援する」、「子育てや介護等で一旦仕事を辞めた人の再就職を支援する」が多くなっています。





【男女共同参画に関する言葉の認知度】

男女共同参画に関する言葉の認知度は、「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「ドメスティック・バイオレンス (DV)」がいずれも8割を超えています。一方で、「リプロダクティブヘルス/ライツ」、「ポジティブアクション」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「女性のエンパワーメント」は認知度が低く、いずれも1割未満となっています。



第3章 幸田町男女共同参画プランの評価とまとめ

1. 幸田町男女共同参画プランの評価

「幸田町男女共同参画プラン」では、社会の動向や市民の意識等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、4つの基本目標に基づく5つの目標指標を設定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。「幸田町男女共同参画プラン」の目標指標の達成状況は、次のようになっています。

(1) みんないつしょに ~男女共同参画の意識づくり~

○「男女共同参画」の言葉・意味の認知度

「男女共同参画」の言葉・意味の認知度は、平成 20 年から平成 25 年にかけて、や や増加し 37%となりました。しかし、平成 30 年には減少に転じ 34%となり、目標 値には達していません。

実終	 責値	現状値	目標値
平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 30 年
35%	37%	34%	40%

出典:男女共同参画に関するアンケート調査

(2) どこでもいっしょに ~あらゆる分野での男女共同参画の推進~

○町の審議会等での女性委員の比率

町の審議会等における女性委員の比率は、25%となっています。平成25年からはわずかに改善したものの、平成20年と同じ比率であり、目標値に達していません。

実総	 責 値	現状値	目標値
平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 30 年
25%	20%	25%	30%

出典:市町村男女共同参画施策関係実態調査

○職場での地位評価 平等であると感じる人の割合

職場において男女の地位が平等であると感じる人の割合は、20%となっています。 平成20年から概ね横ばいで推移しており、目標値には達していません。

実総	 責値	現状値	目標値
平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 30 年
20%	19%	19%	30%

出典:男女共同参画に関するアンケート調査

(3) ずっと元気に ~生涯を通じた健康支援~

○健康で毎日が楽しいと感じている人の比率

健康で毎日が楽しいと感じている人の比率は、平成 20 年の 84%から徐々に減少していき、平成 30 年には 76%となっています。そのため、目標値には達していません。

実終	責値	現状値	目標値
平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 30 年
84%	78%	76%	85%以上

出典:健康こうた21計画 町民の健康意識実態調査

(4) だれでもいっしょに ~だれもが安心して暮らせる社会づくり~

○幸田町が住みやすいと感じている人の比率

幸田町が住みやすいと感じている人の比率は、平成 24 年には 84%でしたが、平成 30 年には設問が変更されたものの、幸田町に住み続けたいと回答した人の比率は 92% となっており、目標値に達しているといえます。

実終	 責値	現状値	目標値
平成 20 年	平成 24 年	平成 30 年	平成 30 年
_	84%	92%	85%以上

出典:住民意識調査

2. 幸田町男女共同参画プランのまとめと次期計画に向けた課題

本町では、男女共同参画社会の実現に向けて、「幸田町男女共同参画プラン」の策定から 10 年間にわたって、様々な取組を行ってきました。しかし、プランで設定した5つの目標指標のうち4つが未達成となっており、男女共同参画社会の実現に向けた取組が町全体に十分に浸透していない状況です。

「幸田町男女共同参画プラン」の取組の状況や平成30年度に実施した男女共同参画に関するアンケート調査の結果、社会状況等を踏まえ、次期計画となる「第2次幸田町男女共同参画プラン」においては、次の4点に留意する必要があります。

<次期計画に向けた課題>

- ①目標達成のため、新規施策や施策の充実が必要である。
- ②計画の進捗を詳細に評価するため、目標の見直しが必要である。
- ③社会的動向を反映し、LGBT など性的少数者や多様性に対する理解促進が必要である。
- ④根強い性別による固定的役割分担意識の解消を図る必要がある。

第4章 プランの基本的な考え方

1. 基本的な考え方

本プランは、前項の次期計画に向けた課題で示した内容を踏まえた計画とします。

「幸田町男女共同参画プラン」においては、設定された5つの目標指標のうち4つが 目標値に達しませんでした。目標達成のために、本プランでは、新たに施策を追加する ことや既存の施策の充実を図っています。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、より詳細に計画の進捗状況を把握するために、新たに数値目標を設定しています。

さらに、近年、LGBT など性的少数者に対する認識が高まり、多くの自治体が理解促進の取組や条例の制定を行っています。本町においても、LGBT など性的少数者の方が安心して生活できるように、性的少数者に対する理解促進などの取組が必要であると考えています。そのため、本プランでは、多様性をキーワードとして、性的少数者などへの配慮を位置付けています。

本町の特徴として、性別による固定的な役割分担意識が、一部では改善の傾向がみられるものの、未だ根強く残っています。そこで、本プランでは、性別による固定的役割分担意識を解消するために、町民や事業者などへの意識啓発に努めているほか、女性活躍のための環境づくりに配慮しています。

2. 基本理念

幸田町は、豊かな自然と多様な産業が調和するまちとして発展してきています。本町 が今後も住みやすく活力のあるまちとして発展していくためには、町民一人ひとりが多 様な考え方や生き方を理解し尊重することで、それぞれの個性が十分に発揮されること が重要です。

そのため、「第2次幸田町男女共同参画プラン」においては、多様な考え方や生き方を持つ町民一人ひとりがそれぞれの立場から、相手の考え方や生き方を尊重し、立場を超えて支え合うことができるまちを目指し、「男女がともに活躍し、みんなで支え合うまちづくり ~多様性を尊重し、まちぐるみで推進~」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

男女がともに活躍し、みんなで支え合うまちづくり ~多様性を尊重し、まちぐるみで推進~

3. 基本目標

本プランの推進に当たり、基本理念に基づき、全ての人が個人として、能力を十分に 発揮し、共に活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し ました。この3つの基本目標を踏まえながら、各種施策を推進していきます。

【3つの基本目標】

基本目標1 みんないっしょに ~男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり~

性別によることなく、個性と能力を十分に発揮できる社会をつくっていくためには、 男女がお互いを理解し、協力し合うことが重要です。相互の理解を促進し、男女共同参 画社会の実現を目指します。

基本目標2 いつでもどこでも ~あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり~

家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、また、政策や方針を決定する過程において、多様な視点や考え方を反映させるために、男女が対等に参画し、責任を負うことが必要です。それぞれが個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだまちを目指します。

基本目標3 やさしくたのしく ~安心して元気に暮らせる社会づくり~

性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、だれもが差別や偏見、人権侵害などを受けることなく、健康的な生活を安心して送ることができるまちを目指します。

4. 施策体系

本プランの施策の体系は次の通りです。

【基本理念】

【基本目標及び施策の方向】

基本目標1 みんないっしょに ~男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり~

- ①だれも同じ人間だもの ~人権と多様性の尊重~
- ②知ってほしい、わかってほしい
 - ~男女共同参画意識を高める啓発活動、教育・学習の充実~
- ③男性にとっても大事なこと ~男性にとっての男女共同参画~
- ④子どもにとっても大事なこと ~子どもの権利の尊重~

基本目標2 いつでもどこでも ~あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり~

- ①おうちだったらこんなこと ~家庭における男女共同参画の推進~
- ②ご近所だったらこんなこと ~地域における男女共同参画の拡大~
- ③お仕事ならこんなこと ~職場における男女共同参画の推進~
- ④家庭も地域も職場も大事にしていこう
 - ~ワーク・ライフ・バランスの推進~
- ⑤大事なことを決めるときも ~政策決定過程における女性の参画の拡大~

基本目標3 やさしくたのしく ~安心して元気に暮らせる社会づくり~

- ①心も体も元気に ~心と体の健康づくりへの支援~
- ②お母さんも赤ちゃんも元気に ~母子保健事業の充実~
- ③がんには気を付けよう ~がん検診等の周知~
- ④暴力はいやだよね ~あらゆる暴力の根絶~
- ⑤困っている人も安心して暮らせるように~高齢者や障がい者、外国人などへの支援~

多様性を尊 躍 重 3 まちぐるみで推 な で支え合うまちづくり 進

第5章

基本計画

基本目標1 みんないつしよに ~男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり~

(1) 現状と課題

男女共同参画を推進していく上で、性別による固定的な役割分担意識は、大きな障害となり、男女の多様な生き方の選択や能力の発揮を阻害する要因となります。そのため、町民の 意識の中に形成された性別による固定的な役割分担意識を解消することが重要です。

アンケート調査によると、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであると考えている人の割合は、前回調査時よりも減少しており、性別による固定的な役割分担意識が解消しつつあります。一方で、家事や育児などの夫婦間の役割分担についてみると、地域活動への参加は、夫が担うことが多くなっていますが、食事の支度やそうじ、洗濯などほとんどの家事や育児などは、妻が担うことが多くなっている状況です。社会における男女の地位の平等についても、学校教育の場においては、平等であると考えている人が多くなっているものの、職場や政治の場、社会通念や風潮など多くの場面では、未だ男性の方が優遇されていると感じている人が多くなっています。

男女共同参画を推進していく上で障害となる、性別による固定的な役割分担意識を解消していくために、引き続き広報紙やホームページ、男女共同参画講演会などあらゆる機会を通じて、町民の意識啓発を推進していくことが重要です。また、次世代を担う子どもたちや教育関係者を始めとした大人に対して、男女共同参画の理念や性的少数者などの新たな課題が理解され、意識が広く浸透するように、男女平等を推進する教育や教職員への研修などが求められます。

(2) 施策の方向

①だれも同じ人間だもの ~人権と多様性の尊重~

性別による人権侵害や性的少数者への差別を解消するために、啓発活動や人権教育を推進し、人権相談を充実させます。

具体的施策	内容
人権に関する啓発活動の推	人権啓発講演会を開催します。また、人権問題に関するパ
進	ンフレット等を作成し、啓発活動を推進します。
人権教育の推進	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権
	問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。
人権相談の充実	人権擁護委員による人権相談窓口を開設します。
性的少数者への理解の促進	性的少数者への差別や偏見の解消のため、意識啓発を推
	進します。

②知ってほしい、わかってほしい

~男女共同参画意識を高める啓発活動、教育・学習の充実~

子どもの頃から男女共同参画の意識を育むために、学校での教育を通じた学習の機会の提供に努めます。

また、男女共同参画の意識を高めるために、あらゆる機会を通じた啓発活動を展開し、男女共同参画に関する講演会などを開催します。

具体的施策	内容
男女共同参画に関する啓発	広報紙、ホームページ等を活用し、啓発活動を推進しま
活動の推進	ਰ .
男女共同参画講演会等の開	男女共同参画社会の実現をテーマに、やはぎ会こうた・こ
催	うた女性の会を中心に町民と協働で講演会などを開催し、
	男女共同参画に関する町民の意識啓発を推進します。
学校における男女平等を推	学校における各教科を始め道徳、特別活動、総合的な学
進する教育の充実	習の時間における男女平等を推進する教育の充実を図り
	ます。
教職員等指導者に対する研	教職員などの指導者を対象に、性的少数者などの新しい課題へ
修の実施	の対応についての研修を実施し、その実践に努めます。
男女共同参画に関する講座	希望する関係機関、関係団体に対して男女共同参画に関
の実施	する講座を開催します。

③男性にとっても大事なこと ~男性にとっての男女共同参画~

家庭や地域での活動においても、男性が積極的に参画できるように、男女共同参画講演会などへの参加を促進するほか、育児や地域活動への参加を支援します。

具体的施策	内容
男性の男女共同参画意識の理	男性の男女共同参画への意識啓発を推進するため、男性に
解促進	も男女共同参画講演会などへの参加を働き掛けます。
男性の育児参加に対する支	妊娠・出産・育児において父親に望まれる知識を学んだ
援	り、父親と子どもが共に参加したりすることができる講座
	を開催するなど、男性の育児参加を支援します。
男性の地域活動への参加に	地域に関わるきっかけとなるような学習や交流の場を提供
対する支援	するなど、男性の地域活動への参画を支援します。

④子どもにとっても大事なこと ~子どもの権利の尊重~

子どもの権利が守られ、健やかに成長することができるように、子どもの権利を知っても らう活動を推進するほか、子どもの権利に関する相談体制を充実させます。

具体的施策	内容
子どもの権利を広く知って	子どもの権利を学び、他人を尊重する活動を推進します。
もらう活動の推進	
子どもの権利に関する相談	子どもの権利に関する相談窓口を開設します。
体制の充実	

(3)数値目標

目標指標	現状値	目標値
「男女共同参画」という言葉の認知度	34.0%	40.0%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」の反対派の割合	58.6%	60.0%
「LGBT(性的少数者)」という言葉の認知度	42.9%	50.0%

基本目標2 いつでもどこでも ~あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり~

(1) 現状と課題

男女共同参画の実現に向けて、家庭や地域、職場などあらゆる分野における取組が重要です。女性があらゆる分野に参画することで、多様な視点や新たな価値観を取り込むことが可能になります。また、男女を問わず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境をつくることは、将来にわたって多様性に富んだ社会の構築につながります。

女性が働くことについて、法制面での整備は進んでいますが、結婚や出産、育児などにより、仕事を中断する傾向は解消されていません。女性の年齢別就業率をみると、30歳代では7割未満となっています。これは、全国や愛知県よりも低い状況です。アンケート調査によると、女性は、結婚・出産を機に退職する習慣や在籍し続けることが難しい雰囲気を感じている人が多くなっています。また、審議会などへの女性登用状況や議会の女性議員の割合、女性の区長数など、いずれも十分であるとはいえません。女性が社会に参画するには、男性が家庭において家事や育児、介護などの役割を担うことが求められますが、育児や介護のために長期の休業制度を利用した経験のある人は、1割未満となっており、特に男性で少ない状況です。男女が共にやりがいを持って働くために、育児や介護、看護のため、休業制度が利用しやすいことが必要とする意見が多くなっています。また、長時間勤務や転勤が当然とされる男性中心の働き方は、男性の主体的な参画を困難にしています。

女性があらゆる分野に参画できるように、仕事や働き方に関する情報提供や子育てや介護の支援やサービスを充実させていくほか、男女が協力し合って家庭における役割を担っていけるよう支援することが重要です。また、政策や方針を決定する過程において、女性の視点や新たな価値観を取り込むために、審議会や委員会などへの女性の積極的な登用が求められます。

(2) 施策の方向

①おうちだったらこんなこと ~家庭における男女共同参画の推進~

女性の就労支援のためにも、男性がより積極的に家庭での役割を果たせるように支援します。

具体的施策	内容
家庭生活における男女共同	男性が家事や育児、介護などへの参画に向けた啓発活動
参画の促進	を推進します。
	女性が働きやすい環境づくりにつながる支援について、
	情報収集・調査研究に努めます。

②ご近所だったらこんなこと ~地域における男女共同参画の拡大~

活力ある地域づくりのためにも、男女が共に様々な地域活動へ参画することを推進します。 また、災害時において、女性や子育て家庭のニーズに対する配慮、意思決定の場へ女性が参 画できるように、平時から防災活動における女性の参画を促進します。

具体的施策	内容
地域活動等への参画の推進	男女が共に様々な地域活動へ参画できるように推進します。
防災活動における女性の参	女性消防クラブやボランティアなどの防災活動への参画
画の促進	を促進します。

③お仕事ならこんなこと ~職場における男女共同参画の推進~

職場において女性が能力を発揮して活躍することができるように、法制度や研修など仕事に関する情報を提供します。また、農林業や商工自営業などに従事する女性の就労環境の改善に向けた、情報の提供や制度の普及を促進します。

具体的施策	内容
仕事に関する各種情報提供	法制度や研修、起業支援などに関する周知活動や情報提
の実施	供を実施します。
事業者を対象とした意識啓	事業者を対象に、男女共同参画や女性活躍に関する意識
発講座等の開催	啓発講座などを開催します。
家族経営協定8締結の促進	農業経営主と家族従業者が労働条件、経営、資産につい
	ての取り決めを行う家族経営協定の締結を促進します。
女性の認定農業者の推進	共同経営をしている女性も認定農業者として経営に参画
	することができる制度の普及を推進します。
女性の農業者年金加入の促	農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入
進	するよう働き掛けます。

④家庭も地域も職場も大事にしていこう ~ワーク・ライフ・バランスの推進~

男女が共に安心して働き続けることができるように、育児や介護に関する支援やサービスの充実に努めるほか、多様な働き方に関する情報を提供します。

具体的施策	内容
多様な働き方に関する情報	多様な働き方のできる制度に関する情報提供を充実させ
提供の充実	ます。
保育サービスの充実	働く親を支援するため、町立保育園を中心として〇歳児
	から5歳児までの保育を実施します。
延長保育の充実	働く親のライフスタイルに対応した延長保育を充実させます。
一時保育の充実	保護者の疾病や勤務形態などにより一時的に保育が必要な
	子どもを保育園で預かる事業を充実させます。
子育て相談の充実	子育て家庭に対する育児相談指導を充実させます。
子育て関係団体の育成・支	子育てサークルの育成・支援などを充実させます。
援の充実	
放課後児童の健全育成対策	小学生を対象とした児童クラブを開設し、放課後や長期
の充実	の休み期間に、子どもの安全な居場所を確保するための
	方策を充実させます。
各種休業制度の周知・啓発	育児休業制度や介護休業制度の周知・啓発活動を促進し
の促進	ます。
介護サービス等の充実	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を着実に推進する
	ため、利用に向けて情報提供を充実させます。

⑤大事なことを決めるときも ~政策決定過程における女性の参画の拡大~

女性の意見が適切に政策などに反映されるように、審議会や委員会などへの女性委員の登用を積極的に推進します。

具体的施策	内容
審議会・委員会等への女性	女性委員の登用を積極的に推進します。
委員登用の推進	

(3)数値目標

目標指標	現状値	目標値
審議会等への女性の登用状況	25.0%(H29)	30.0%
家庭・地域・職場・個人の生活のバランスがうまく取れていると思う人の割合	59.1%	60.0%
子育てをしやすい町だと思う人の割合	72.1%(H30)	80.0%

基本目標3 やさしくたのしく ~安心して元気に暮らせる社会づくり~

(1) 現状と課題

日本国憲法には、基本的な人権の享有と法の下の平等がうたわれています。しかし、社会の制度や慣行の中には、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対しての偏見や差別が未だに残っています。そうした偏見や差別の下で、生きづらさを感じ、心身に不調を招く場合が少なくありません。性別や年齢、国籍などにかかわらず、町民一人ひとりが自分の望む生き方を選択できることが重要です。

また、セクシュアル・ハラスメント⁹やストーカー行為、DV(ドメスティック・バイオレンス)、恋人同士の間で起こるデート DV などの暴力は、深刻な人権侵害です。このような行為は、男女共同参画社会の実現を阻害するものであり、克服すべき重要な課題です。

一部の自治体では、LGBT など性的少数者の権利を保護する条例の制定など、新たな課題に対する取組を行っており、LGBT の認知度は高まっていますが、未だ十分ではありません。アンケート調査では、LGBT の認知度は約4割となっており、約4割の人は、見聞きしたことがないとしています。偏見や差別を解消するためにも、LGBT の認知度の向上は重要です。また、全ての人が生涯において単に病気をしない、体調に問題がないというだけでなく、身体的・精神的・社会的に良好な健康状態であることが望まれますが、特に女性においては、妊娠、出産といった特有の機能を有しているため、子どもを持つかどうか、いつ持つのか、何人持つのかなど、子どもの数や出産時期などについて選択できる自己決定権が尊重されることが重要となります。しかし、アンケート調査によると、リプロダクティブへルス/ライツ10の認知度は、1割未満と低くなっています。

暴力などの人権侵害については、アンケート調査によると、1割半ば程度の人が何らかの 暴力を受けたことがあるとしています。特に女性では、約2割の人が何らかの暴力を受けた としており、男性よりもその割合が高くなっています。何らかの暴力を受けたことのある人 のうち、4割弱が「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」な どの理由によりどこにも、誰にも相談していない状況です。

高齢者福祉の推進や障がい者の自立支援、LGBT に対する理解促進など、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、LGBT のそれぞれの立場に応じた支援やサービスの提供を行い、町民が健康に暮らせるように、ライフステージや性別に応じた健康支援に取り組んでいくほか、暴力などの人権侵害に対しては、相談体制の充実や啓発活動を推進していくことが重要です。男女共同参画の視点に立って偏見や差別、暴力などの人権侵害のない安心して暮らせる社会づくりが求められます。

45

(2) 施策の方向

①心も体も元気に ~心と体の健康づくりへの支援~

心身ともに健康で充実した生活を送ることができるように、ライフステージごとの健康づくりや性に関する健康づくりの支援や正しい理解の普及を促進します。

具体的施策	内容
健康の自己管理の推進	健康に関する意識を高める啓発活動や健康教室、健康相
	談、各種健康診査、検診を実施することにより、町民一
	人ひとりの健康に関する自己管理を推進します。
心の健康の充実	体だけでなく、心の健康についての情報提供や意識啓
	発、相談活動などを充実させ、心身ともに健康な状態を
	維持できるように推進します。
思春期における性と健康づ	学校などとの連携を図り、思春期における心と体の健や
くりに関する啓発の推進	かな成長を促す啓発活動を推進し、性に関する正しい理
	解の普及を促進します。
HIV/エイズ・性感染症	健康に大きな影響を及ぼすHIV/エイズ、性感染症の正
対策に関する啓発の推進	しい知識を持ち、感染を予防するための啓発活動を推進
	します。
性と生殖に関する健康/権	男女がお互いの性と健康について理解し尊重し合うこと
利(リプロダクティブヘル	ができるような情報を提供し、リプロダクティブヘルス
ス/ライツ) に関する啓発	/ライツについての啓発活動を実施し、正しい理解と意
の推進	識の定着を推進します。

②お母さんも赤ちゃんも元気に ~母子保健事業の充実~

女性が安心して妊娠や出産のできる環境づくりに努めるとともに、不妊治療を受ける夫婦に対しても、経済的負担の軽減を図るなどの支援を実施します。

具体的施策	内容
乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発
	見を行い、子どもの健全な発育・発達を促進します。
母子保健の健康教室の開催	妊娠中から子どもの成長に合わせた健康教室を開催しま
	ਰ _。
母子保健の健康相談の充実	妊娠期から育児に関する悩みの軽減等を目的に保健師な
	どによる健康相談を随時開催します。
母体保護の普及・啓発の推	妊婦に対する町民の理解を促すため、マタニティマーク
進	を活用するなど、啓発活動を推進します。
妊婦健康診査の実施	妊娠中の健康診査に係る自己負担分の費用の一部を補助
	します。
不妊治療への支援の実施	一般不妊治療を受けている夫婦に対して、経済的負担等
	の軽減を図るなど支援します。

③がんには気を付けよう ~がん検診等の周知~

がんは死因の第1位であり、年間30万人以上の方ががんで亡くなっています。また、 生涯のうちに男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんにかかる可能性があると推測されています。がんの予防、早期発見、治療のための情報提供や受診の啓発を行います。

具体的施策	内容
がんの予防と早期発見、治	がんに関する正しい知識普及のための情報提供と早期に
療のための啓発活動を推進	発見するためのがん検診の受診啓発活動を推進します。

④暴力はいやだよね ~あらゆる暴力の根絶~

暴力は絶対に許さないという意識を町全体で共有することができるように、啓発活動を 実施していくほか、被害者に対する相談体制を充実させ、自立に向け支援します。

具体的施策	内容
各種ハラスメントの予防に	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント11、
関する広報・啓発活動の推	モラル・ハラスメント ¹² などについての町民の意識を高め
進	るための広報、啓発活動を推進します。
ストーカー等性犯罪の予防	ストーカーや性的犯罪などについての町民の意識を高め
に関する広報・啓発活動の	るための広報、啓発活動を推進します。
推進	
ドメスティック・バイオレ	ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する町民の認
ンス(DV)に関する広	識を高め、被害者の早期相談を促すための広報、啓発活
報・啓発活動の推進	動を推進します。
ドメスティック・バイオレ	女性相談センターや福祉相談センター、警察などの関係
ンス(DV)等に関する相	機関と連携し、被害者の相談事業を実施します。
談体制の充実	
被害者の保護・自立への支	被害者を一時保護し、加害者から離れて、自立して生活
援	できるように関係機関と連携し、施設の入所や就職の斡
	旋などを実施します。

⑤困っている人も安心して暮らせるように

~高齢者や障がい者、外国人などへの支援~

高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人など、様々な立場の人が安心して自立した生活を送ることができるように、福祉サービスを充実させます。

具体的施策	内容
高齢者福祉計画及び介護保	高齢者が生きがいを持ち尊厳を保ちながら自立した生活
険事業計画の推進	が送れる地域社会の創造「いつまでも自分らしくいきる
	ために」を基本理念に高齢者が住み慣れた地域で生活を
	継続することができるよう、介護サービス・福祉サービ
	スの充実とともに、地域住民と一丸となった施策の充実
	を図ります。
障がい者計画・障がい福祉	障がいのある人が社会参加し、いきいきと暮らすため
計画・障がい児福祉計画の	に、使いやすい施設、障がいに対する理解促進、正しい
推進	知識や認識の普及、障がいの有無にかかわらず個性を認
	め合う「共生社会」、「手をたずさえて夢を育む福祉のま
	ち・幸田」を推進します。
障がい者の自立生活の支援	障がい者の自立を支援するための施策として、障がい者計画に
	基づき、障がい者が自立し、社会参加することができるような
	環境や仕組みを構築し、福祉サービスなどの充実を図ります。
ひとり親家庭の自立生活の	ひとり親家庭が安心して自立した生活ができるように、
支援	福祉サービスなどを充実させます。
自殺対策計画の推進	生きることの支援として、自殺対策計画「ともに生き
	命を支え合うまち幸田」に基づき、町民の誰もが自殺に
	追い込まれることのないよう社会の実現を目指し、町民
	や関係団体、行政などが連携・協働して地域全体で取り
	組みます。
多文化共生の推進	外国籍の町民に対して懇談会を開催し、各種行事への参
	加を促進します。

(3)数値目標

目標指標	現状値	目標値	
「DV」という言葉の認知度	83.6%	90.0%	
地域社会の中に障がいのある方への差別・偏見がない	E4.00/	55.0%	
と思う人の割合	51.9% 5		
介護予防教室・げんきかい・いきいきサロン等に参加	4.0.00/	05.00/	
している、したことのある人の割合	18.6% 25.0%		
定住したい人の割合	91.5%	92.0%	
毎日が健康で楽しいと感じている人の割合	76.0%	85.0%	

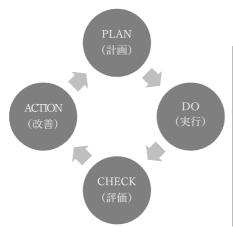
第6章

計画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、町、町民、事業者、教育者、町民団体などが協働 し、家庭、地域、職場、学校など、社会のあらゆる場で、男女共同参画を総合的かつ計画 的に推進することが必要です。そのため、町、町民、事業者、教育者、町民団体など各主 体の参画による推進体制を整備し、本プランの振興管理体制を確立していきます。

(1)推進体制

本プランは、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、子ども、健康福祉など施策内容が多岐にわたります。本プランを庁内関係各課の連携による推進に加え、町、町民、事業者などが連携し、積極的に進めていくために推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、本プランが実効性のあるものとなるような取組を行います。



段階	行動	主体	
PLAN	○町民の意識の把握・分析	所管課	
(計画)	○数値目標の設定		
DO	○計画に基づいた各種事業の実施	各課・企業・町民等	
(実行)	し計画に参りいた合性争乗の失肥	日本・正未・町氏寺	
CHECK	 ○数値目標の達成状況の把握	推進委員会	
(評価)	○ 数 旧 日	推進安良云	
ACTION	○町民と行政による見直しと改善	所管課	
(改善)		川台林	

(2)プランの進捗管理と評価

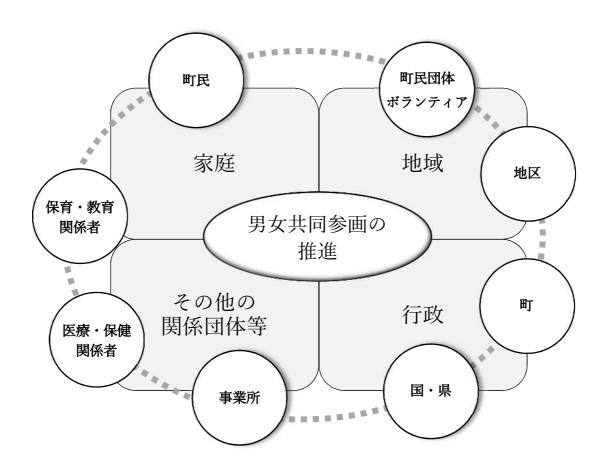
本プランの進捗管理については、庁内関係各課によるほか、推進会議を開催し進捗管理・ 推進を図ります。

本プランの内容については、社会的、経済的な変化に伴い定期的な見直し、改定を行います。また、本プランの評価の1つとして、定期的にアンケート調査を実施します。

(3) 町、町民、事業者等の連携

町、町民、事業者、教育者、町民団体など各主体の役割を明確にし、男女共同参画社会の 実現に向けて連携を図ります。本町においては、社会状況を踏まえ、性的少数者の権利を守 る取組や条例の制定の検討、事業者に対して一般事業主行動計画策定の働き掛けを行うな どの取組が考えられます。

地域や町全体が様々な分野で活発に活動できるように、団体やグループの交流を図り、男 女共同参画の意識が高まるような取組を行います。



資料編

1. 策定の経緯

実施日	内容
平成30年5月7日	やはぎ会こうた打合せ
	・第2次幸田町男女共同参画プランの策定について
平成 30 年5月 15 日	第1回男女共同参画プラン推進委員会
	【協議事項】
	• 幸田町男女共同参画プランの推進状況について
	・第2次幸田町男女共同参画プランの策定について
	アンケート調査の実施について
平成30年6月8日 ~6月30日	男女共同参画に関するアンケート調査の実施
平成30年9月7日	やはぎ会こうた打合せ
	• 男女共同参画に関するアンケート調査結果について
平成30年10月28日	やはぎ会こうた打合せ
	・第2次幸田町男女共同参画プランの策定について(基
	本理念案の検討)
平成30年12月18日	第2回男女共同参画プラン推進委員会
	【協議事項】
	• アンケート調査結果報告について
	・第2次幸田町男女共同参画プラン(素案)について
平成31年1月10日 ~2月12日	パブリックコメントの実施
平成31年1月29日	第2次幸田町男女共同参画プラン策定ワーキング
	【協議事項】
	・平成30年度第2回男女共同参画プラン推進委員会の
	結果報告
	・第2次幸田町男女共同参画プラン(案)における具体
	的施策について
平成31年2月25日	第3回男女共同参画プラン推進委員会
	【協議事項】
	• 幸田町男女共同参画プランの推進状況について
	・第2次幸田町男女共同参画プランの策定について
	・第2次幸田町男女共同参画プラン概要版の策定について

2. 幸田町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

平成21年4月1日 要綱第49号 改正 平成22年4月1日要綱第22号 平成25年3月29日要綱第22号

(設置)

- 第1条 この要綱は、幸田町男女共同参画プランを推進するに当たり、関係者等の意見を反映させるため、幸田町男女共同参画プラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 幸田町男女共同参画プランの策定、見直し及び推進に関すること。
 - (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 社会教育委員
 - (2) 人権擁護委員
 - (3) 民牛委員
 - (4) 青少年健全育成地域推進員
 - (5) 子育てネットワーカー
 - (6) こうた女性の会の会員
 - (7) 教育関係機関の職員
 - (8) 町関係部署職員
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(仟期)

- 第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日要綱第22号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日要綱第22号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3. 幸田町男女共同参画プラン推進委員会委員名簿

	所属	氏名	備考
1	社会教育委員	神尾 義貴	
2	人権擁護委員 鳥居 明美		
3	民生委員	和田八重子	
4	青少年健全育成地域推進員	石川 美絵子	
5	子育てネットワーカー	加藤・恵子	
6	こうた女性の会	近藤 静香	
7	豊坂小学校 校長	本多宣子	
8	岡崎女子大学 学長	林陽子	委員長
9	愛知学泉大学 非常勤講師	林 加代子	
10	株式会社デンソー 幸田製作所 人事厚生課	松田 純子	
11	やはぎ会こうた	大川 千恵子	

町関係部局

12	企画部 人事秘書課 課長補佐	本田 京子
13	環境経済部 産業振興課 主査	石野 麻衣子
14	住民こども部 こども課 主任主査	大竹 康弘
15	教育委員会 生涯学習課 主事	中根 幹陽

4. 数値目標一覧

基本目標	目標指標	現状値	目標値	出典
1	「男女共同参画」という言葉の認知度	34.0%	40.0%	男女共同参画に関する アンケート
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべ き」の反対派の割合	58.6%	60.0%	男女共同参画に関する アンケート
	「LGBT(性的少数者)」という 言葉の認知度	42.9%	50.0%	男女共同参画に関する アンケート
	審議会等への女性の登用状況	議会等への女性の登用状況 25.0% 30.0%	30.0%	地方公共団体に関する男 女共同参画等に係る調査
2	家庭・地域・職場・個人の生活のバラン スがうまく取れていると思う人の割合	59.1%	60.0%	男女共同参画に関する アンケート
	子育てをしやすい町だと思う人の割合	72.1%	80.0%	幸田町子ども・子育て 支援ニーズ調査
3	「DV」という言葉の認知度	83.6%	90.0%	男女共同参画に関する アンケート
	地域社会の中に障がいのある方への 差別・偏見がないと思う人の割合	51.9%	55.0%	幸田町「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査
	介護予防教室・げんきかい・いきい きサロン等に参加している、したこ とのある人の割合	18.6%	25.0%	高齢者実態把握 アンケート調査
	定住したい人の割合	91.5%	92.0%	住民意識調査
	毎日が健康で楽しいと感じている人 の割合	76.0%	85.0%	町民の健康意識実態調査

用語解説

¹ LGBT

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害を含む)の頭文字を取った総称であり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を指す。個々人のセクシュアリティは、①身体の性、②心の性、③好きになる性の組み合わせでできているので、実際には多様性がある。

2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

昭和54年国連総会で採択された女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念にした条約。日本は昭和55年に署名し、昭和60年に批准、発効した。あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識を変革するよう求めている。

³ エンパワーメント

力をつけること。本来持っている力を回復させることをいう。男女共同参画の推進には、女性が自己決定力や社会的、政治的、経済的、文化的な力をつけること、特に政策、方針決定の場に参画できる能力などを身につけることが重要となる。

4 男女共同参画社会基本法

平成 11 年に制定された男女共同参画に関する基本法。男女が互いにその人権を尊重しつつ 責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができ る男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団 体及び国民の責務が明記されている。

⁵ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)

配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するため、被害者の相談、保護、自立支援等の体制を整備し、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定している。

6 ストーカー行為等の規制等に関する法律

ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方の個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、生活の安全と平穏に資することを目的に、平成 12 年に成立、平成 28 年に改正された。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、平成27年8月に成立。10年間の時限立法。平成28年4月1日から、301人以上の労働者を常時雇用する事業所と、事業主としての国や地方公共団体には、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられた。常時雇用する労働者が300人以下の民間事業所については努力義務。

8 家族経営協定

農業経営を担っている世帯員相互間のルール(経営方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等)を文書にして取り決めたもの。

⁹ セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかい、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に雇用の場においては、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されることとされている。

10 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは、自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重する考え方を指す。

11 パワー・ハラスメント

仕事上の上下関係・権利関係を不当に利用することによる嫌がらせ、いじめなどのこと。 職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

¹² モラル・ハラスメント

言葉や態度等によって行われる精神的な暴力、嫌がらせのこと。

第2次幸田町男女共同参画プラン

平成 31 年 3 月

幸田町

企画・編集 企画部企画政策課

〒444-0192 愛知県額田郡 幸田町大字菱池字元林1番地1

TEL 0564-62-1111 (代表) FAX 0564-63-5139

URL: http://www.town.kota.lg.jp/ E-mail: kikakujoho@town.kota.lg.jp

